

平成22年度の長寿(後期高齢者)医療制度の保険料についてお知らせします!!

●● 重要なお知らせ ●●

①保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直すことになっており、平成22年度および平成23年度の被保険者均等割額・所得割率が改定になりました。

②被用者保険の被扶養者の方の保険料について

被用者保険の被扶養者の方(後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで、サラリーマンの夫やお子さんに扶養され、夫やお子さんの健康保険に加入されていた方)の保険料については、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

③平成22年5月31日までの資格取得者に対して保険料の賦課をしています。

被保険者の方には、8月上旬に平成22年度の保険料額決定通知書等を送付いたしますが、平成22年5月31日までに資格取得した75歳以上(一定の障がいがあると認定された方は65歳以上)の方が対象となります。6月1日以降に資格取得した方については、随時、通知書等を送付いたします。

④保険料のお支払い方法が変更できます。(申請が必要です。)

「特別徴収(年金天引き)」対象の方は、申請によりお支払方法を「口座振替」に変更することができます。

「口座振替でのお支払」を希望される方は、市税務課への申し出が必要です。

「年金からのお支払」を希望される方は、申し出は不要です。

●● 保険料の計算方法 ●●

※保険料＝所得割額＋均等割額

区 分	保険料の基礎(2年ごとに見直し設定)
所得割額	総所得金額(前年中)から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額×所得割率(8.03%)
均等割額	被保険者1人(43,990円)

なお、算出された保険料が50万円を超えるときは50万円となります。(賦課限度額)

●● 保険料の軽減措置 ●●

<均等割>

世帯の所得(同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等)に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世 帯 の 所 得
9割	世帯主と被保険者全員の所得金額の合計額が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	世帯主と被保険者全員の所得金額の合計額が33万円以下の場合
5割	33万円+(24万5千円×被保険者である世帯主を除く被保険者数)以下の場合
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下の場合

<所得割>

基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方(年金収入で153万円から211万円)の所得割額については、所得割額が5割軽減されます。

●● 保険料の納め方 ●●

～一人ひとりに個別の保険料がかかります!～

国民健康保険税では世帯主が納税義務者ですが、後期高齢者医療制度では、一人ひとりに個別の保険料がかかります。

保険料は、「特別徴収(年金天引き)」と「普通徴収(納付通知書での納付または口座振替による納付)」の2種類の納め方があります。

◎保険料の納付通知書等の送付時期

各年度分(4月から3月まで1年間)の保険料額については、納付方法(特別徴収、普通徴収)に関係なく、毎年8月上旬に納付通知書、特別徴収通知書等をお送りしますのでご確認ください。

詳しいお問い合わせは、市税務課 諸税係(市役所1階 ☎32・3845)まで。